

なお、この法律は、原則として公布の日から施行することとし、横浜市における行政区の再編成に関する事項については、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いを申し上げます。

○松永委員長 次に、三塚博君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○三塚議員 ただいま議題となりました選挙の腐敗行為防止の強化のための公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

さきに実現の運びとなりました衆議院の小選挙区比例代表並立制のもとでの選挙は、まさに政党間の政権をかけた、中選挙区制では想像のできないほど熾烈な選挙が予想されます。そのため、さきの公職選挙法の改正におきましても、選挙の腐敗行為を防止するため、連座制の適用の対象となる者の範囲を若干拡大したところでありますが、その範囲は、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、親族及び秘書に限られておりますので、實際上、連座制の働く事態は極めて限定されるものと考えられます。

そこで、今回、公職の候補者等と意思を通じて組織により行われる選挙運動で、その組織的選挙運動体の内部において一定の地位にある者が買収罪等の選挙犯罪を犯した場合に、候補者本人の選挙運動浄化の責任を問う新しい連座の制度を設けることとしたしました。あわせて、重複立候補者に係る連座制の強化及び選挙運動に関する支出の

制限規定の明確化のための措置を講ずることとし、これらにより、選挙腐敗の風土の掃を図ることをねらいといたしております。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

まず第一に、連座制の強化に関する事項であります。

その一は、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の強化についてであります。

「公職の候補者等と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者」を「組織的選挙運動管理者等」と位置づけています。無論、組織的選挙運動体自身が当該公職の候補者等と選挙運動について意思を通じている限り、組織的選挙運動管理者等が当該公職の候補者等と個別に意思を通じているか否かは問うていないものであります。そして、その組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言い渡しを受けた場合でも当該公職の候補者等の当選は無効とし、かつ、これらの者は、連座裁判の確定のときから五年間、当該選挙区において行われる当該選挙に立候補することができない、いわゆる立候補制限を科することとしたしております。あわせて、衆議院の小選挙区選挙における候補者が当該選挙と同時に行為される衆議院の比例代表選挙における当選人となったときは、当該当選人の当選を無効とすることとしたしております。

なお、今回の新しい連座の制度は、候補者本人の選挙浄化に対する責任を問うものでありますので、組織的選挙運動管理者等が犯した買収罪等に該当する行為がおとりもくしは繰り返により行われたものであるとき、または候補者本人が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないこととしたしております。

その二は、重複立候補者に係る連座制の強化についてであります。

衆議院議員の選挙におけるいわゆる重複立候補者につきましては、小選挙区選挙において連座制により当選無効または立候補制限が科せられましても、同時に行われる比例代表選挙における当選人となることのできるため、連座制の効果はその意味で十分発揮されていまいと考えられます。そこで、重複立候補者に限っては、小選挙区選挙における連座制による当選無効の制度の実効性を確保するため、既にある当該小選挙区における立候補制限の制度に加えて、新たに比例代表選挙における当選をも無効とする制度を設けることとしたしております。

第二に、選挙運動に関する支出の制限規定の明確化に関する事項であります。

従来から、選挙運動に関する支出は、出納責任者または出納責任者の文書による事前の承諾を得た者以外はこれをすることができないこととされておりますが、今回、その点を法律上明確に規定することとし、法定選挙費用のさらなる厳格化を図ることとしたしております。

最後に、施行期日であります。この法律は、さきの公職選挙法改正法の施行の日、すなわちいわゆる区割り法の施行の日から施行することとし、原則として次の国政選挙から適用するものとしたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。

新しい選挙制度を成功させるためには、政治家みずからが意識改革をし、選挙の腐敗防止のため断固とした態度で取り組むことが何よりも重要であります。同時に、連座制は地方選挙を含むすべての公職の候補者等の選挙に及ぶものであり、国民、有権者の抜本的な意識改革を伴わなければならぬことも当然であります。今回の提案が選挙腐敗の風土の掃を図る一助となることを確信し、各位におかれましては、ぜひともこの趣旨を御理解いただき、この法律案の内容について御賛

同いただきますようお願いを申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松永委員長 次に、保岡興治君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○保岡議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

いよいよ今国会において衆議院議員の選挙区の区割り法が成立し施行されれば、本年一月の国会で成立したいわゆる政治改革関連四法も全面的に施行され、六年以上にわたり七つの内閣が取り組んできた、時代の大転換期を乗り切る日本の新しい政治の創造が本格的に進む土台ができることとなります。

ここで、我々は、何ゆえこの大きな政治改革が起ったか、もう一度その原点に立ち返るべきであります。それは、七年前、竹下内閣のもとで火のついたリクルート事件等による国民の政治に対する徹底した不信感の高まり、議会制民主主義の崩壊の深刻な危機感にあったと思えます。

このような政治におけるたゞ重なる不祥事は、個人の政治に対する倫理観の欠如だけではなく、政治にお金のかかる構造的な側面があることも無視できない点であります。そして、その元凶は、だれが考えても、日常活動と称する地盤培養の行為と、選挙そのものに国民の常識を超える法外な資金がかかることにあるのは間違いない。第八次選挙制度審議会の答申にも、我が国においては、選挙の腐敗が後を絶たず、これに対する国民の根強い不信感がある一方で、他方、これを放任、許容する土壌があることも否めない旨の指摘がなされているところであります。

そこで、このような政治と選挙の世界に住みなれた意識や体質のままで新しい選挙制度に足を踏み入れても、現行の中選挙区制度のもとでの政治の弊害を本当に克服できるか、かえって事態は今までより悪くならないか、各方面から強い疑問が寄せられるのも当然なことであります。我々が実現を目指す選挙制度改革を柱とする政治改革が、明治維新以来の大改革であると言われながら、いま一つ国民の支持の盛り上がり欠けるのも、そのあたりに大きな理由があるのではないのでしょうか。

およそ政治改革を標榜する限り、それは政治家と有権者の意識革命を伴うものでなければならぬことは当然であります。したがって、この際、選挙についても革命的な意識の改革を促す思い切った腐敗防止策を講ずることが、政党本位、政策本位の選挙を目指す政治改革の推進とその実現にとつて、画竜点睛の意義を有するものであることを強く確信するものであります。そこで、選挙運動の末端の責任者が一人でも買収等の選挙違反を犯せば、候補者の当選無効と一定の立候補資格が剥奪される制度をつくるのがぜひとも必要であります。かかる制度のもとで初めて、候補者みずからが選挙浄化の先頭に立たざるを得ず、選挙違反は政治生命を失うことに直結し絶対に制に合わないことを応援してくださる方々や有権者に御理解いただき、従来の選挙常識を根底から変えていくことが可能となるのであります。

本案は、以上のような観点に立つて、連座制を真に実効あるものとするための処置を講ずることとし、もって選挙における腐敗の防止を図るべく、ここに提案した次第です。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、連座制の強化であります。

連座制につきまして、本案では、候補者等の選挙浄化に対する責任を問うという新たな観点から、連座の対象者を選挙運動を行う組織体における末端の責任者にまで拡大し、公職の候補者等と

意思を通じて組織により行う選挙運動において、選挙運動の計画の立案、調整または選挙運動に従事する者の指揮監督その他選挙運動の管理を行う者を「組織的選挙運動管理者等」として位置づけ、組織的選挙運動管理者等が買収罪等を犯して禁錮以上の刑に処せられたときは、たとえ執行猶予の言い渡しを受けても連座が適用され、候補者等の当選は無効とするともに、連座裁判確定のときから五年間、当該候補者等の立候補を制限することにいたしております。

次に、組織的選挙運動管理者等に係る連座制の免責について申し上げます。

組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪がおとり、寝返りによつて行われたものであるとき、あるいはそのような選挙犯罪を防止するため候補者等が相当の注意を怠らなかつたときは、連座制を適用しないものとしたしております。このような場合は、候補者等と組織的選挙運動管理者等との関係において選挙浄化に対する責任を候補者等に帰することが妥当でないからであります。

第二は、組織的選挙運動管理者等に係る買収罪等の刑の加重であります。

組織的選挙運動管理者等は、選挙運動において占める地位の重要性にかんがみ、現行法における候補者、総括主宰者、出納責任者及び地域主宰者と同様に法定刑を加重することとしたしております。これに伴い、刑事裁判において加重された罰条が適用されることによりその者が組織的選挙運動管理者等であることが明らかにありますので、その結果として、速やかな連座制の適用を実現することができるようになります。

なお、この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとし、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、その他の選挙については施行日以後公示されたまたは告示される選挙から適用するものとしたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨及び内容の概略であります。

提案理由の説明を終えるに当たり、一言申し上げます。

時代の大転換期に当たり、未来のすばらしい日本を築き上げるためには、国民の皆様にも痛みの伴う改革をお願いすることを避けて通ることはできません。したがって、政治家みずからが毅然として身を正すことが強く求められております。本案と同様の精神に基づく議員提案をされた与党の各位に心から敬意を表するとともに、今国会において新しい腐敗防止制度が確立されるよう相協力し成果を得ることを心から期待するものであります。

何とぞ、本案について御審議の上、速やかに御可決あらんことを心からお願ひ申し上げる次第であります。

○松永委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日水曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

第一条 公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「補欠選挙の特例」に「の下に」、「別表第二」を加える。

第十三条第一項の改正規定中「別に法律」を「別表第一」に改める。

第十三条第二項の改正規定中「別表第一に掲げる」を削る。

第十三条第一項の次に一項を加える改正規定中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十三条に二項を加える改正規定のうち同条

第五項中「第一項に規定する法律で定める選挙区」を「別表第一」に改め、同条の改正規定の次に次のように加える。

第十四条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二の改正規定を削る。

別表第一の改正規定中「別表第一を次のように改める」を「別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十四条関係）」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える」に、「別表第一」を「別表第二」に改める。

附則の改正規定の次に次のように加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十三条関係）

北海道

第一区

札幌市

中央区

南区

西区

第二区

札幌市

北区

東区

第三区

札幌市

白石区

豊平区

第四区

札幌市

手稲区

小樽市

後志支庁管内

第五区

札幌市

厚別区

江別市

千歳市

恵庭市

石狩支庁管内
第六区
旭川市
第七区
留萌市
稚内市
士別市
名寄市
富良野市
上川支庁管内
留萌支庁管内
宗谷支庁管内
第八区
函館市
渡島支庁管内
檜山支庁管内
第九区
室蘭市
苫小牧市
登別市
伊達市
胆振支庁管内
日高支庁管内
第十区
夕張市
岩見沢市
美瑛市
芦別市
赤平市
三笠市
滝川市
砂川市
歌志内市
深川市
空知支庁管内
第十一区
帯広市
十勝支庁管内
第十二区

北見市
網走市
紋別市
網走支庁管内
第十三区
釧路市
根室市
釧路支庁管内
根室支庁管内
青森県
第一区
青森市
五所川原市
東津軽郡
北津軽郡
第二区
十和田市
三沢市
むつ市
上北郡
下北郡
第三区
八戸市
三戸郡
第四区
弘前市
黒石市
西津軽郡
中津軽郡
南津軽郡
岩手県
第一区
盛岡市
紫波郡
第二区
宮古市
久慈市
二戸市
岩手郡

下閉伊郡
九戸郡
第二区
大船渡市
遠野市
一関市
陸前高田市
釜石市
西磐井郡
東磐井郡
気仙郡
上閉伊郡
第四区
水沢市
花巻市
江刺市
北上市
稗貫郡
和賀郡
胆沢郡
宮城県
第一区
仙台市
青葉区
太白区
第二区
仙台市
宮城野区
若林区
泉区
第三区
白石市
名取市
角田市
岩沼市
刈田郡
柴田郡
伊具郡

亘理郡
第四区
塩竈市
古川市
多賀城市
宮城郡
黒川郡
加美郡
志田郡
第五区
石巻市
遠田郡
桃生郡
牡鹿郡
第六区
気仙沼市
玉造郡
栗原郡
登米郡
本吉郡
秋田県
第一区
秋田市
男鹿市
南秋田郡
河辺郡
第二区
能代市
大館市
鹿角市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡
第三区
横手市
本荘市
湯沢市
大曲市
由利郡

石岡市　つくば市　稲敷郡　茎崎町　新治郡　筑波郡　第七区　古河市　結城市　水海道市　岩井市　結城郡　猿島郡　栃木県　第一区　宇都宮市　河内郡　上三川町　南河内町　第二区　鹿沼市　日光市　今市市　河内郡　上河内町　河内町　上都賀郡　塩谷郡　第三区　大田原市　矢板市　黒磯市　那須郡　第四区　小山市　真岡市　芳賀郡　下都賀郡　第五区

足利市 栃木市 佐野市 安群馬郡 第一区
 沼田市 勢多郡 第二区
 利根郡 第二区
 桐生市 伊勢崎市 佐波郡 新田郡 蕨塚本町 笠懸町 山田郡 第三区
 太田市 館林市 新田郡 尾島町 新田町 邑楽郡 第四区
 高崎市 藤岡市 多野郡 第五区
 渋川市 富岡市 安中市 群馬郡 北群馬郡 甘楽郡 碓氷郡 吾妻郡 埼玉県

第一区 浦和市 蕨市 第二区 川口市 鳩ヶ谷市 第三区 草加市 越谷市 第四区 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 第五区 大宮市 与野市 第六区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡 第七区 川越市 富士見市 上福岡市 第八区 所沢市 入間郡 大井町 三芳町 第九区 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡

毛呂山町 越生町 名栗村 第十区 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 比企郡 第十一区 秩父市 本庄市 深谷市 秩父郡 児玉郡 大里郡 江南町 岡部町 川本町 花園町 寄居町 第十二区 熊谷市 行田市 加須市 羽生市 大里郡 大里村 妻沼町 北埼玉郡 第十三区 岩槻市 春日部市 久喜市 蓮田市 南埼玉郡 第十四区 八潮市 三郷市 幸手市

北葛飾郡 千葉市 第一区 千葉市 中央区 稲毛区 美浜区 第二区 千葉市 花見川区 習志野市 八千代市 第三区 千葉市 若葉区 緑区 市原市 第四区 船橋市 第五区 市川市 本庁管内 行徳支所管内 浦安市 第六区 市川市 第五区に属しない区域 松戸市 本庁管内 常盤平支所管内 六実支所管内 矢切支所管内 東部支所管内 鎌ヶ谷市 第七区 松戸市 第六区に属しない区域 野田市 流山市

[illegible]

国分寺市 国立市 田無市 保谷市 第二十区 東村山市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 第二十一区 立川市 昭島市 日野市 第二十二区 府中市 調布市 狛江市 稲城市 第二十三区 町田市 多摩市 第二十四区 八王子市 第二十五区 青梅市 福生市 秋川市 羽村市 西多摩郡 神奈川県 第一区 横浜市 中区 磯子区 金沢区 第二区 横浜市 西区	南区 港南区 第三区 横浜市 鶴見区 神奈川区 第四区 横浜市 栄区 鎌倉市 逗子市 三浦郡 第五区 横浜市 戸塚区 泉区 瀬谷区 第六区 横浜市 保土ヶ谷区 旭区 第七区 横浜市 港北区 緑区 本庁管内 第八区 横浜市 緑区 第七区に属しない区域 川崎市 宮前区 第九区 川崎市 高津区 多摩区 麻生区 第十区 川崎市	川崎区 幸区 中原区 第十一区 横須賀市 三浦市 第十二区 藤沢市 高座郡 第十三区 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 第十四区 相模原市 第十五区 平塚市 茅ヶ崎市 中郡 第十六区 厚木市 伊勢原市 愛甲郡 津久井郡 第十七区 小田原市 秦野市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡 新潟県 第一区 新潟市 第二区 柏崎市 燕市 両津市 西蒲原郡	三島郡 刈羽郡 佐渡郡 第三区 新発田市 村上市 五泉市 豊栄市 北蒲原郡 中蒲原郡 村松町 東蒲原郡 岩船郡 第四条 三条市 新津市 加茂市 見附市 栃尾市 白根市 中蒲原郡 小須戸町 横越村 亀田町 南蒲原郡 第五区 長岡市 小千谷市 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 第六区 上越市 十日町市 糸魚川市 新井市 中魚沼郡 東頸城郡 中頸城郡
---	---	---	---

西頸城郡 富山県
第一区 富山市
第二区 魚津市 滑川市 黒部市 上新川郡 中新川郡 下新川郡 婦負郡
第三区 高岡市 新湊市 水見市 砺波市 小矢部市 射水郡 東礪波郡 西礪波郡 石川県
第一区 金沢市
第二区 小松市 加賀市 松任市 江沼郡 能美郡 石川郡
第三区 七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 河北郡 羽咋郡 鹿島郡

鳳至郡 珠洲郡 福井県
第一区 福井市
第二区 吉田郡 足羽郡 大野市 勝山市 鯖江市 大野郡 今立郡
第三区 敦賀市 武生市 小浜市 南条郡 丹生郡 三方郡 遠敷郡 大飯郡 山梨県
第一区 甲府市 塩山市 山梨市 東山梨郡
第二区 富士吉田市 都留市 大月市 東八代郡 西八代郡 南都留郡 北都留郡
第三区 韮崎市

南巨摩郡 中巨摩郡 北巨摩郡 長野県
第一区 長野市 須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 下水内郡
第二区 松本市 大町市 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 大岡村 上水内郡
第三区 上田市 小諸市 更埴市 佐久市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 更級郡 上山田町 埴科郡
第四区 岡谷市 諏訪市 茅野市 塩尻市 諏訪郡 木曾郡

飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 岐阜県
第一区 岐阜市
第二区 大垣市 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡
第三区 関市 美濃市 羽島市 各務原市 羽島郡 本巣郡 山県郡 武儀郡
第四区 高山市 美濃加茂市 可児市 可児郡 加茂郡 益田郡 大野郡 吉城郡
第五区 多治見市 中津川市 瑞浪市

小牧市
西春日井郡
第七区
瀬戸市
大府市
尾張旭市
豊明市
愛知郡
第八区
半田市
常滑市
東海市
知多市
知多郡
第九区
津島市
尾西市
稲沢市
中島郡
海部郡
第十区
一宮市
大山市
江南市
岩倉市
丹羽郡
栗原郡
第十一区
豊田市
西加茂郡
東加茂郡
第十二区
岡崎市
西尾市
幡豆郡
額田郡
第十三区
碧南市
刈谷市

安城市
知立市
高浜市
第十四区
豊川市
蒲郡市
新城市
北設楽郡
南設楽郡
宝飯郡
第十五区
豊橋市
渥美郡
三重県
第一区
津市
上野市
名張市
安芸郡
阿山郡
名賀郡
第二区
四日市市
四日市市常磐地区市民センター管内
四日市市日永地区市民センター管内
四日市市四郷地区市民センター管内
四日市市内部地区市民センター管内
四日市市塩浜地区市民センター管内
四日市市小山田地区市民センター管内
四日市市川島地区市民センター管内
四日市市桜地区市民センター管内
四日市市河原田地区市民センター管内
四日市市水沢地区市民センター管内
四日市市中部地区市民センター管内
鈴鹿市
鈴鹿市
三重郡
三重郡
鈴鹿郡
鈴鹿郡

第三区
四日市市
第二区に属しない区域
桑名市
桑名郡
員弁郡
三重郡
菰野町
朝日町
川越町
第四区
松阪市
久居市
一志郡
飯南郡
多気郡
第五区
伊勢市
尾鷲市
鳥羽市
熊野市
度会郡
志摩郡
北牟婁郡
南牟婁郡
滋賀郡
第一区
大津市
滋賀郡
高島郡
第二区
彦根市
長浜市
近江八幡市
八日市市
蒲生郡
神崎郡
愛知郡
犬上郡

坂田郡
東浅井郡
伊香郡
第三区
草津市
守山市
栗太郡
野洲郡
甲賀郡
京都府
第一区
京都市
北区
上京区
中京区
下京区
南区
第二区
京都市
左京区
東山区
山科区
第三区
京都市
伏見区
向日市
長岡京市
乙訓郡
第四区
京都市
右京区
西京区
亀岡市
北桑田郡
船井郡
第五区
福知山市
舞鶴市
綾部市

宮津市 天田郡 加佐郡 与謝郡 中野郡 竹野郡 熊野郡 第六区 宇治市 城陽市 八幡市 久世郡 綴喜郡 相楽郡 第一区 大阪府 吹田市 摂津市 第八区 豊中市 第九区 池田市 茨木市 箕面市 豊能郡 第十区 高槻市 三島郡 第十一区 枚方市 交野市 第十二区 寝屋川市 大東市 四條畷市 第十三区 東大阪市 第十四区 八尾市 柏原市

東成区 城東区 第五区 大阪市 此花区 西淀川区 淀川区 東淀川区 第六区 大阪府 旭区 鶴見区 守口市 門真市 第七区 吹田市 摂津市 第八区 豊中市 第九区 池田市 茨木市 箕面市 豊能郡 第十区 高槻市 三島郡 第十一区 枚方市 交野市 第十二区 寝屋川市 大東市 四條畷市 第十三区 東大阪市 第十四区 八尾市 柏原市

羽曳野市 藤井寺市 第十五区 富田林市 河内長野市 松原市 大阪狭山市 南河内郡 第十六区 堺市 本庁管内 神石出張所管内 百舌鳥出張所管内 金岡出張所管内 五ヶ荘出張所管内 北八下出張所管内 南八下出張所管内 日置荘出張所管内 登美丘出張所管内 新金岡出張所管内 第十七区 堺市 第十六区に属しない区域 第十八区 岸和田市 泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡 第十九区 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡 兵庫県 第一区 神戸市 東灘区

灘区 中央区 第二区 神戸市 兵庫区 北区 長田区 第三区 神戸市 須磨区 垂水区 第四区 神戸市 西脇市 西脇区 小野市 加西市 美加郡 加東郡 多可郡 第五区 豊岡市 川辺郡 城崎郡 出石郡 美方郡 養父郡 朝来郡 氷上郡 多紀郡 第六区 伊丹市 宝塚市 川西市 第七区 芦屋市 西宮市

第八区 尼崎市
第九区 明石市
津名郡
三原郡
第十区 加古川市
高砂市
加古郡
第十一区 姫路市
第十二区 相生市
龍野市
赤穂市
飾磨郡
神崎郡
揖保郡
赤穂郡
佐用郡
宍粟郡
奈良県
第一区 奈良市
第二区 添上郡
大和郡山市
天理市
生駒市
山辺郡
生駒郡
第三区 大和高田市
御所市
香芝市
磯城郡
北葛城郡

第四区 橿原市
桜井市
五條市
宇陀郡
高市郡
吉野郡
和歌山県
第一区 和歌山市
第二区 海南市
橋本郡
海草郡
那賀郡
伊都郡
第三区 有田市
御坊市
田辺市
新宮市
有田郡
日高郡
西牟婁郡
東牟婁郡
鳥取県
第一区 鳥取市
倉吉市
岩美郡
八頭郡
気高郡
東伯郡
羽合町
泊村
東郷町
三朝町
関金町
第二区

米子市
境港市
東伯郡
北条町
大栄町
東伯町
赤碓町
西伯郡
日野郡
島根県
第一区 松江市
安来市
八束郡
鹿島町
島根町
美保関町
東出雲町
八雲村
八束町
能義郡
隠岐郡
第二区 出雲市
平田市
八束郡
玉湯町
宍道町
仁多郡
大原郡
飯石郡
簸川郡
第三区 浜田市
益田市
大田市
江津市
瀬摩郡
邑智郡

那賀郡
美濃郡
鹿足郡
岡山県
第一区 岡山市
本庁管内
葵町、青江、あけぼの町、旭本町、旭町、天瀬、天瀬南町、石関町、伊島北町、伊島町二丁目、伊島町二丁目、伊島町三丁目、出石町一丁目、出石町二丁目、泉田、いずみ町、伊福町一丁目、伊福町二丁目、伊福町三丁目、伊福町四丁目、今一丁目、今二丁目、今三丁目、今四丁目、今五丁目、今六丁目、今七丁目、今八丁目、今保、今村、岩井一丁目、岩井二丁目、岩井宮裏、岩田町、内山下二丁目、内山下二丁目、浦安西町、浦安本町、浦安南町、駅前町一丁目、駅前町二丁目、駅元町、絵図町、大元一丁目、大元二丁目、大元駅前、大元上町、岡町、奥田、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田西町、奥田本町、奥田南町、御舟入町、表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、海岸通二丁目、海岸通二丁目、学南町一丁目、学南町二丁目、学南町三丁目、春日町、金山寺、上中野一丁目、上中野二丁目、関西町、神田町一丁目、神田町二丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北長瀬、北長瀬表町一丁目、北長瀬本町、京橋町、京橋南町、京町、京山一丁目、京山二丁目、久米、桑田町、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、岡南町一丁目、岡南町二丁目、高野尻、国体町、寿町、幸町、鹿田町一丁目、鹿田町二丁目、鹿田本町、市場一丁目、市場二丁目、島田本町一丁目、島田本町二丁目、下石井一丁目、下石井二丁目、下伊福一

丁目、下伊福二丁目、下伊福上町、下伊福西町、下伊福本町、下内田町、下中野、下牧、宿、宿本町、昭和町、白石、白石石新町、白石東新町、新福一丁目、新福二丁目、新保、新道、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、新屋敷町三丁目、洲崎一丁目、洲崎二丁目、洲崎三丁目、清輝橋一丁目、清輝橋二丁目、清輝橋三丁目、清輝橋四丁目、清輝本町、清心町、船頭町、大安寺中町、大安寺西町、大安寺東町、大安寺南町一丁目、大安寺南町二丁目、大安寺、大供一丁目、大供二丁目、大供三丁目、大供表町、大供本町、高柳西町、高柳東町、立川町、辰巳、田中、谷万成一丁目、谷万成二丁目、玉柏、田町一丁目、田町二丁目、築港栄町、築港新町一丁目、築港新町二丁目、築港ひかり町、築港緑町一丁目、築港緑町二丁目、築港緑町三丁目、築港元町、千鳥町、中央町、津倉町一丁目、津倉町二丁目、津島、津島京町一丁目、津島京町二丁目、津島京町三丁目、津島桑の木町、津島笹が瀬、津島中一丁目、津島中二丁目、津島中三丁目、津島新野一丁目、津島新野二丁目、津島西坂一丁目、津島西坂二丁目、津島西坂三丁目、津島東一丁目、津島東二丁目、津島東三丁目、津島東四丁目、津島福居一丁目、津島福居二丁目、津島本町、津島南一丁目、津島南二丁目、天神町、問屋町、十日市中町、十日市西町、十日市東町、当日市、磨屋町、富田、富浜町、富町一丁目、富町二丁目、豊成、豊成一丁目、豊成二丁目、豊成三丁目、豊浜町、富田町一丁目、富田町二丁目、中井町一丁目、中井町二丁目、中山下一丁目、中山下二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、中仙道、中牧、七日市西町、七日市市東町、並木町一丁目、並木町二丁目、南

輝二丁目、南輝二丁目、南輝三丁目、西
 市、錦町、西崎二丁目、西崎二丁目、西
 崎本町、西島田町、西長瀬、西之町、西
 野山町、西古松、西古松一丁目、西古松
 二丁目、西古松西町、野田一丁目、野田
 二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田
 五丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁
 目、野殿西町、野殿東町、畑鮎、花尻、
 花尻あかね町、花尻ききょう町、花尻み
 どり町、浜野一丁目、浜野二丁目、浜野
 三丁目、浜野四丁目、原、蕃山町、半田
 町、番町一丁目、番町二丁目、東島田町
 一丁目、東島田町二丁目、東中央町、東
 野山町、東古松、東古松一丁目、東古松
 二丁目、東古松三丁目、東古松四丁目、
 東古松五丁目、東古松南町、日吉町、平
 田、平福一丁目、平福二丁目、広瀬町、
 福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、
 福島四丁目、福田、福富中一丁目、福富
 中二丁目、福富西一丁目、福富西二丁
 目、福富西三丁目、福富東一丁目、福富
 東二丁目、福成一丁目、福成二丁目、福
 成三丁目、福浜町、福浜西町、福吉町、
 二日市町、舟橋町、兵団、平和町、法界
 院、奉還町一丁目、奉還町二丁目、奉還
 町三丁目、奉還町四丁目、本町、松浜
 町、丸の内一丁目、丸の内二丁目、万成
 西町、万成東町、万倍、三門中町、三門
 西町、三門東町、南方一丁目、南方二丁
 目、南方三丁目、南方四丁目、南方五丁
 目、南中央町、三野、三野一丁目、三野
 二丁目、三野三丁目、三野本町、三浜町
 一丁目、三浜町二丁目、矢坂西町、矢坂
 東町、矢坂本町、柳町一丁目、柳町二丁
 目、山科町、大和町一丁目、大和町二丁
 目、弓之町、米倉、理大町、若葉町
 岡山市一宮支所管内
 岡山市津高支所管内
 岡山市高松支所管内

後月郡	小田郡	浅口郡	清音村	山手村	都窪郡	新見市	高梁市	総社市	井原市	笠岡市	第五区		早島町	都窪郡	倉敷市	第四区		久米郡	英田郡	勝田郡	苦田郡	真庭郡	和气郡	赤磐郡	備前市	津山市	第三区		児島郡	邑久郡	玉野市	岡山市		第一区に属しない区域		第二区		御津郡	岡山市藤田支所管内	岡山市足守支所管内	岡山市興除支所管内	岡山市福田支所管内	岡山市妹尾支所管内	岡山市吉備支所管内
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	-----	-----	-----	--	------------	--	-----	--	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

吉備郡 上房郡 川上郡 阿哲郡 広島県

第一区

広島市 中区 東区 南区

第二区

広島市 西区 佐伯区 大竹市 廿日市市 佐伯郡

第三区

広島市 安佐南区 安佐北区 山県郡 高田郡

第四区

広島市 安芸区 東広島市 安芸郡 府中町 海田町 熊野町 坂町 賀茂郡

第五区

呉市 竹原市 安芸郡 江田島町 音戸町

第三区										第二区										第一区										第四区										第三区									
宇部市	萩市	小野田市	美祿市	厚狭郡	美祿郡	阿武郡	下関市	長門市	豊浦郡	大津郡	徳島	徳島市	名東郡	板野郡	松茂町	鳴門市	板野郡	北島町	藍住町	板野町	上板町	吉野町	土成町	阿波郡	美馬郡	三好郡	小松島市	阿南市	勝浦郡	名西郡	那賀郡	海部郡	麻植郡																

第一区										第二区										第三区															
高松市	小豆郡	香川郡	直島町	坂出市	大川郡	木田郡	香川郡	塩江町	香川町	香南町	綾歌郡	第三区	丸亀市	善通寺市	観音寺市	仲多度郡	三豊郡	愛媛県	第一区	松山市	第二区	今治市	伊予市	北条市	越智郡	温泉郡	上浮穴郡	伊予郡	第三区	新居浜市	西條市	川之江市	伊予三島市	東予市	宇摩郡

宇和島市	八幡浜市	大洲市	喜多郡	西宇和郡	東宇和郡	北宇和郡	南宇和郡	高知県	第一区	高知市	本庁管内	高知市初月支所管内	高知市泰支所管内	高知市朝倉支所管内	高知市鴨田支所管内	高知市一宮支所管内	高知市布師田支所管内	高知市五台山支所管内	高知市三里支所管内	高知市浦戸支所管内	高知市御豊瀬支所管内	高知市長浜支所管内	第二区	高知市	第一区に属しない区域	室戸市	安芸市	南国市	安芸郡	香美郡	長岡郡	土佐郡	吾川郡	伊野町	春野町	吾北村
------	------	-----	-----	------	------	------	------	-----	-----	-----	------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	-----	-----	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

第三区										第六区																																						
土佐市	須崎市	中村市	宿毛市	土佐清水市	吾川町	池川町	吾川村	高岡郡	幡多郡	福岡県	久留米市	大川市	小郡市	浮羽郡	三井郡	三潞郡	第七区	大牟田市	柳川市	八女市	筑後市	八女郡	山門郡	三池郡	第八区	直方市	飯塚市	山田市	中間市	遠賀郡	鞍手郡	嘉穂郡	第九区	北九州市	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区	第十区	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	第十一区	田川市	行橋市	豊前市	田川郡
第一区																																																
福岡市	東区	博多区	第二区										福岡市	中央区	南区	城南区	第三区			福岡市	早良区	西区	前原市	糸島郡	第四区			宗像市	糟屋郡	宗像郡	第五区			甘木市	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	筑紫郡	朝倉郡								
第一区																																																
京都府	築上郡	佐賀郡	第一区			鳥栖市	佐賀市	神埼郡	三養基郡	第二区			多摩市	鹿島市	佐賀郡	小城郡	杵島郡	北方町	大町町	江北町	白石町	福富町	有明町	藤津郡	第三区			唐津市	伊万里市	武雄市	東松浦郡	西松浦郡	杵島郡	山内町	長崎県	第一区			長崎市	西彼杵郡	香焼町	伊王島町	高島町	野母崎町	三和町	第二区		
第一区																																																
島原市	諫早市	西彼杵郡	多良見町	長与町	時津町	琴海町	西彼町	西海町	大島町	崎戸町	大瀬戸町	外海町	北高来郡	南高来郡	第三区			大村市	福江市	東彼杵郡	南松浦郡	壱岐郡	下県郡	上県郡	第四区			佐世保市	平戸市	松浦市	北松浦郡	熊本市			第一区													
熊本市																																																
細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、万町一丁目、万町二丁目、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、中唐人町、古桶屋町、紺屋町																																																

阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、船場町下一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、横紺屋町、古川町、河原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、練兵町、通町、新鍛冶屋町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、内坪井町、坪井一丁目、坪井二丁目、坪井三丁目、坪井四丁目、坪井五丁目、坪井六丁目、本丸、二の丸、古京町、古城町、千葉城町、宮内、妙休寺町、薬園町、京町一丁目、京町二丁目、京町本丁、出町、西子飼町、東子飼町、井川淵町、北千反畑町、南千反畑町、南坪井町、上林町、草葉町、城東町、上通町、水道町、手取本町、安政町、中央街、花畑町、下通一丁目、下通二丁目、桜町、辛島町、新市街、紺屋今町、黒髪町大字坪井、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、新屋敷三丁目、大江一丁目、大江二丁目、大江三丁目、大江四丁目、大江五丁目、大江六丁目、画図町大字上無田、画図町大字下無田、画図町大字所島、画図町大字下江津、画図町大字重富、健軍町、新大江一丁目、新大江二丁目、新大江三丁目、大江本町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、岡田町、菅原町、九品寺一丁目、九品寺二丁目、九品寺三丁目、九品寺四丁目、九品寺五丁目、九品寺六丁目、清水町大字松崎、清水町大字亀井、清水町大字万石、清水町大字麻生田、清水町大字室園、清水町大字菟谷、清水町大字樺木、清水町大字新地、清水町大字山室、清水町大字打越、清水町大字大窪、秋津町沼山津、秋津町秋田、秋津新町、昭和町、保田窪本町、栄町、南町、東本町、龍田町弓削、龍田町上立田、龍田町陳内、西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、壺川一丁目、壺川二丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、段山本町、楠一丁目、楠二丁目、

楠三丁目、楠四丁目、楠五丁目、楠六丁目、楠七丁目、楠八丁目、東野一丁目、東野二丁目、東野三丁目、東野四丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、神水一丁目、神水二丁目、上京塚町、京塚本町、小山町、戸島町、長嶺町、御領町、平山町、鹿嶋瀬町、弓削町、石原町、中江町、吉原町、上南部町、下南部町、子飼本町、室園町、黒髪一丁目、黒髪二丁目、黒髪三丁目、黒髪四丁目、黒髪五丁目、黒髪六丁目、黒髪七丁目、黒髪八丁目、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、国府一丁目、国府二丁目、国府三丁目、国府四丁目、国府本町、出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津一丁目、江津二丁目、武蔵ヶ丘一丁目、武蔵ヶ丘二丁目、武蔵ヶ丘三丁目、武蔵ヶ丘四丁目、武蔵ヶ丘五丁目、武蔵ヶ丘六丁目、武蔵ヶ丘七丁目、武蔵ヶ丘八丁目、武蔵ヶ丘九丁目、神水本町、湖東一丁目、湖東二丁目、湖東三丁目、新生一丁目、新生二丁目、水源一丁目、水源二丁目、広木町、若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、若葉四丁目、若葉五丁目、若葉六丁目、花立一丁目、花立二丁目、花立三丁目、沼山津一丁目、沼山津二丁目、沼山津三丁目、沼山津四丁目、神田町、津浦町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、池亀町、島崎一丁目、尾ノ上一丁目、尾ノ上二丁目、尾ノ上三丁目、尾ノ上四丁目、錦ヶ丘、健軍一丁目、健軍二丁目、健軍三丁目、健軍四丁目、健軍五丁目、清水本町、清水亀井町、清水東町、八景水谷一丁目、八景水谷二丁目、八景水谷三丁目、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、

目、帶山六丁目、帶山七丁目、保田窪一丁目、保田窪二丁目、保田窪三丁目、保田窪四丁目、保田窪五丁目、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、桜木四丁目、桜木五丁目、桜木六丁目、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、渡鹿八丁目、渡鹿九丁目、健軍本町、打越町、高平一丁目、高平二丁目、高平三丁目、秋津一丁目、秋津二丁目、秋津三丁目、鹿子木町、楠野町、明徳町、小糸山町、改寄町、大鳥居町、梶尾町、鶴羽田町、飛田町、四方寄町、西梶尾町、徳王町、釜尾町、貢町、和泉町、立福寺町、太郎迫町、万楽寺町、北迫町、硯川町、下硯川町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、山ノ神一丁目、山ノ神二丁目、榎町、佐土原一丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新南部七丁目、新南部八丁目、新南部九丁目、新南部一丁目、新南部二丁目、新南部三丁目、新南部四丁目、新南部五丁目、新南部六丁目、新南部七丁目、新南部八丁目、新南部九丁目、御領一丁目、八反田一丁目、八反田二丁目、東京塚町、三郎一丁目、三郎二丁目、新外一丁目、月出一丁目、月出二丁目、清水万石一丁目、清水万石二丁目、清水万石三丁目、清水万石四丁目、清水万石五丁目、乗越ヶ丘

第四区
本渡市
牛深市
宇土市
宇土郡
下益城郡
上益城郡
天草郡
第五区
八代市
人吉市
水俣市
八代郡
芦北郡
球磨郡
大分県
第一区
大分市
本庁管内
鶴崎支所管内
大南支所管内
植田支所管内
明野出張所管内
第二区
大分市
第一区に属しない区域
佐伯市
臼杵市
津久見市
竹田市
北海部郡
南海部郡
大野郡
直入郡
第三区
別府市
日田市
大分郡
玖珠郡

政治改革に関する調査特別委員会議録第二号 平成六年十月二十日

第四区	日田郡 中津市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 西国東郡 東国東郡 速見郡 下毛郡 宇佐郡 宮崎県
第一区	宮崎市 宮崎郡 東諸県郡
第二区	延岡市 日向市 西都市 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡
第三区	都城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡 鹿兒島県
第一区	鹿兒島市 本庁管内 伊敷支所管内 東桜島支所管内 吉野出張所管内
第二区	鹿兒島郡 鹿兒島市 名瀬市 指宿市 揖宿郡 大島郡
第三区	川内市 枕崎市 串木野市 加世田市 川辺郡 日置郡 薩摩郡
第四区	阿久根市 出水市 大口市 国分市 出水郡 伊佐郡 始良郡
第五区	鹿屋市 西之表市 垂水市 曾於郡 肝属郡 熊毛郡 沖縄県
第一区	那覇市 平良市 石垣市 宮古郡 八重山郡
第二区	宜野湾市 浦添市 糸満市 中頭郡 西原町 島尻郡 豊見城村 東風平町 具志頭村 玉城村 知念村 佐敷町 与那原町 大里村 南風原町 仲里村 具志川村 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
第三区	石川市 具志川市 名護市 沖縄市 中頭郡 与那城町 勝連町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 島尻郡 伊平屋村
「横浜市」 「横浜緑北区」を 「横浜市」に改める。	この表中「本庁管内」とは、市又は区の支所又は出張所の所管区域に属しない区域をいう。 附則第一条中「この法律による改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日」を「公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）の公布の日から起算して一月を経過した日」に改め、同条ただし書中「附則第十条」を「附則第十一条」に改める。 附則第十七条を附則第十八条とし、附則第九条から附則第十六条までを一条ずつ繰り下げ、附則第八条の次に次の一条を加える。 （別表第一に掲げる行政区画その他の区域の取扱い） 第九条 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、平成六年八月十一日現在によつたものであつて、同年八月十二日から施行日の前日までの間において同表に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかつたものとみなす。 第二条 公職選挙法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 別表第一の改正規定中 「横浜市」「横浜緑北区」を「横浜市」「横浜緑南区」に、「横浜市」第七区に属しない区域」を加え、「同年八月十二日」を「基準日」という。）を加へ、「同年八月十二日」を「基準日」に改める。

二第二項（当選人決定の告示）の規定による告示

があつたときを加え、同条第二項中、「当該選人を」を「当該選人」に、「又は第百一条の第三第二項」を「若しくは第百一条の第三第二項」に改め、「あ

者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙に

補者であつたものが当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第百一条の二第二項の規定による告示があつたとき）を加える。

第二百十一条第一項中「掲げる者」の下に「又は

無効及び立候補の禁止」第一項に規定する組織的

選挙運動管理者等」を、「第二百五十一条の二第二

項」の下に「又は第二百五十一条の三第二項」を加

え、「又は当該公職の候補者等」を「当該公職の候補者等」に、「若しくは」を「若しくは」に、「でき

た者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における

候補者であつたものの当該選挙と同時に行われた衆議院(比例代表選出)議員の選挙における当選が無効である」に改め、同項ただし書中、「当該選

に改め、「あつたとき」の下に「又は当該公職の候

補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが当該選挙と同様に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙において当選人と定められ当該当選人に係る第一百

告示があつたときを加え、同条第二項中「第二百

五十一條の三(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号を、第二百五十一條の四(公務員等の選挙犯罪による当選無効)第一項各号に、「第二百五十一條の三第一項を、第二百五十一條の四第一項に改める。

第二百五十七條中「選挙については、」の下に「第二百五十四條又は第二百五十八條第一項の規定による訴訟にあつては」を、「東京高等裁判所」の下に、「第二百

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六

による公職の候補者等であつた者の当選無効及び
生ずる時期)

第九十八條第一項中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」の下に「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の立候補の禁止）」を加え、「同条第一項各号に掲げる者」を第二百五十一條の二第一項各号に掲げ

「若しくは第三項又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第

「一項」に、「同条第一項各号に掲げる者」を「第二百五十一條の二第一項各号に掲げる者又は第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」に改め、同条第二項中「掲げる者」の下に「又は第二百五十一條の三第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加え、「同条第一項又は第三項」を「第二百五十一條の二第一項若しくは第三項又は第二百五十一條の三第一項」に改める。

第二百五十一條の二第一項及び第三項中「第二百五十一條の四」を「第二百五十一條の五」に改め、同条第四項第一号及び第二号中「又は前項の規定」を「若しくは前項又は次条第一項の規定」に改める。

第二百五十一條の四中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第二百五十一條の五とする。

第二百五十一條の三を第二百五十一條の四とし、第二百五十一條の二の次に次の一条を加える。

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第二百五十一條の三 組織的選挙運動管理者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）と意思を通じて組織により行う選挙運動において、当該選挙運動の計画の立案若しくは調整又は当該選挙運動に従事する者の指揮若しくは監督その他当該選挙運動の管理を行う者（前条第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）をいう。）が、第二百二十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数買収及び多数利害誘導罪）、第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）又は第二百二十三條の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該公職の候補者等であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一條の五（立候補の禁止の効果の生ずる時期）に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。

2 前項の規定は、同項に規定する罪に該当する行為が、次の各号のいずれかに該当する場合に、当該行為に関する限りにおいて、適用しない。

一 前項に規定する罪に該当する行為が当該行為をした者以外の者の誘導又は挑発によつてされ、かつ、その誘導又は挑発が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等の選挙運動に従事する者その他の公職の候補者等の選挙運動に意思を通じてされたものであるとき。

二 前項に規定する罪に該当する行為が前条第一項又は前項の規定に該当することにより当該公職の候補者等の当選を失わせ又は立候補の資格を失わせる目的をもつて、当該公職の候補者等以外の公職の候補者等その他の公職の候補者等の選挙運動に従事する者その他の公職の候補者等の選挙運動に意思を通じてされたものであるとき。

三 当該公職の候補者等が、前項に規定する組織的選挙運動管理者等が同項に規定する罪に該当する行為を行うことを防止するため相当の注意を怠らなかつたとき。

3 前二項の規定は、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙については、適用しない。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條中「第二百五十一條の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第一項各号に掲げる者」の下に、若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等を加え、

「第二百五十一條の三（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」を「第二百五十一條の四（公務員等の選挙犯罪による当選無効）第一項各号」に改める。

第二百五十四條の二第一項中「掲げる者」の下に「若しくは第二百五十一條の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）第一項に規定する組織的選挙運動管理者等」を加える。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日から施行する。

（適用区分等）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）の公示の日（以下「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六章の規定の例による。

（漁業法の一部改正）

第三条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十四条第一項中「第二百五十一條の三」の下に、「第二百五十一條の四」を加え、同項の表「第二百五十四條の二第一項」中「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第

第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。
（農業委員会等に関する法律の一部改正）
第四条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百五十一條の三」の下に、「第二百五十一條の四」を加え、同条の表「第二百五十四條の二第一項」中「同条第一項各号」を「第二百五十一條の二第一項各号」に、「同条第一項第一号、第三号及び第四号」を「第二百五十一條の二第一項第一号、第三号及び第四号」に改める。

理由

選挙における腐敗の防止を図るため、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた場合において当該公職の候補者等であつた者の当選を無効とし、組織的選挙運動管理者等が買収罪等の選挙犯罪を犯した場合における法定刑を加重する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成六年十月二十四日印刷

平成六年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D